

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【事業年度】	第36期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(5292)8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(5292)8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	127,896	147,981	155,023	167,891	214,101
経常損益(は損失) (百万円)	10,297	4,378	12,534	16,984	25,322
親会社株主に帰属する当期 純損益(は損失) (百万円)	6,060	13,714	6,598	9,831	19,884
包括利益 (百万円)	5,451	11,881	9,045	13,427	16,951
純資産額 (百万円)	137,297	121,636	127,676	155,314	168,783
総資産額 (百万円)	213,981	202,509	216,617	211,938	232,731
1株当たり純資産額 (円)	1,177.87	1,043.62	1,095.78	1,267.24	1,376.93
1株当たり当期純損益金額 (は損失) (円)	52.66	119.19	57.28	84.34	163.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	52.55	-	57.19	84.20	162.72
自己資本比率 (%)	63.3	59.3	58.3	72.9	72.2
自己資本利益率 (%)	4.5	-	5.4	7.0	12.3
株価収益率 (倍)	33.0	-	37.1	30.5	18.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,786	110	21,698	8,132	20,184
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,778	9,189	5,962	1,876	4,773
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	299	3,481	3,438	22,105	141
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	110,116	98,822	113,507	103,147	115,375
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	3,424 (1,974)	3,782 (2,031)	3,581 (2,026)	3,864 (1,823)	3,924 (1,531)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第33期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純損益」を「親会社株主に帰属する当期純損益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
営業収益 (百万円)	1,526	1,728	1,545	2,255	2,044
経常利益 (百万円)	37	1,020	562	1,308	770
当期純損益(は損失) (百万円)	257	12,281	445	276	4,693
資本金 (百万円)	15,204	15,204	15,368	23,680	23,753
発行済株式総数 (千株)	115,370	115,370	115,575	122,232	122,299
純資産額 (百万円)	123,373	107,240	103,568	116,790	117,728
総資産額 (百万円)	161,466	146,092	141,705	119,753	122,312
1株当たり純資産額 (円)	1,063.67	926.31	895.47	955.22	962.03
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	30.00 (10.00)	30.00 (10.00)	30.00 (10.00)	30.00 (10.00)	48.00 (10.00)
1株当たり当期純損益金額 (は損失) (円)	2.24	106.73	3.87	2.37	38.49
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	38.41
自己資本比率 (%)	75.8	73.0	72.8	97.3	95.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	4.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	79.0
配当性向 (%)	-	-	-	-	124.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	21 (-)	16 (-)	22 (-)	21 (-)	19 (-)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第32期、第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第32期、第33期、第34期及び第35期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

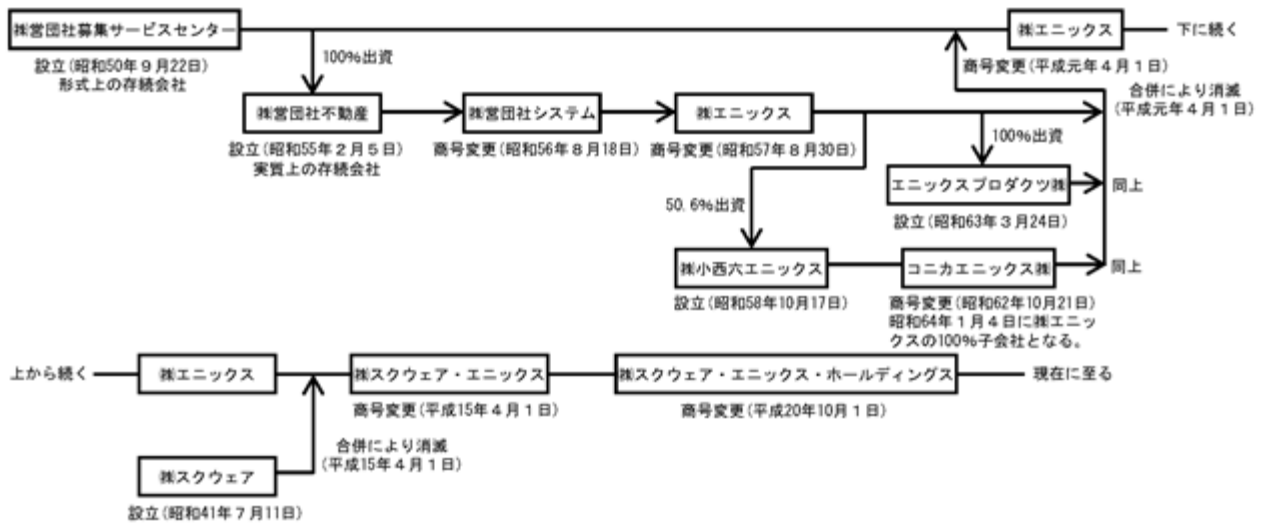
2【沿革】

当社（形式上の存続会社である株式会社営団社募集サービスセンター、昭和50年9月設立、資本金100万円）は、平成元年4月1日を合併期日として、旧・株式会社エニックス、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社を、経営の合理化を目的として吸収合併しました。

合併前の当社は休業状態であり、法律上消滅した旧・株式会社エニックスが実質上の存続会社であるため、以下は、実質上の存続会社および合併後の株式会社エニックスに関する記載をしております。

昭和55年2月	株式会社営団社募集サービスセンターの100%出資により、不動産売買及び仲介を目的として株式会社営団社不動産を設立 (資本金500万円、東京都港区虎ノ門三丁目18番12号)
昭和56年8月	商号を株式会社営団社システムに変更 本店を東京都新宿区西新宿七丁目15番10号に移転
昭和57年8月	商号を株式会社エニックスに変更
昭和58年10月	株式会社小西六エニックスを小西六写真工業株式会社他との共同出資により設立(資本金6,000万円、東京都北区、設立時の当社の出資比率は50.6%、昭和59年6月より49%、昭和62年10月商号をコニカエニックス株式会社に変更)
昭和59年1月	本店を東京都新宿区西新宿七丁目1番8号に移転
昭和61年4月	本店を東京都新宿区西新宿八丁目20番2号に移転
昭和63年3月	出版物およびキャラクター商品の開発・販売を目的としてエニックスプロダクツ株式会社を設立 (資本金3,000万円、100%出資、東京都新宿区)
平成元年4月	経営の合理化を目的として、株式会社営団社募集サービスセンター、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社と合併し商号を株式会社エニックスとする 本店を東京都新宿区西新宿七丁目5番25号に移転
平成3年2月	当社株式が、社団法人日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録となる
平成3年10月	㈱デジタルエンタテインメントアカデミー設立
平成8年8月	本店を東京都渋谷区代々木四丁目31番8号に移転
平成11年8月	当社株式が東京証券取引所市場第1部に上場
平成11年11月	ENIX AMERICA INC.設立
平成15年4月	株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併し商号を株式会社スクウェア・エニックスとする
平成15年8月	本店を東京都渋谷区代々木三丁目22番7号に移転
平成16年7月	北米及び欧州子会社に新経営体制を導入。併せて、商号を各々SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.へ変更し、グローバル市場におけるコーポレートブランドを統一
平成17年1月	当社100%出資により、SQUARE ENIX (China) CO.,LTD.(中国・北京市)を設立
平成17年9月	株式会社タイトーを連結子会社化(平成18年3月完全子会社となる。)
平成18年11月	北米における当社グループ会社を統括する持株会社として、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.(米・カリフォルニア州ロスアンゼルス)を設立
平成20年10月	持株会社体制へ移行し、商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスとする
平成21年4月	Eidos plcを完全子会社化
平成24年10月	本店を東京都新宿区新宿六丁目27番30号に移転

形式上の存続会社および実質上の存続会社等の設立から合併に至る経緯



3【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置付けは以下のとおりであります。

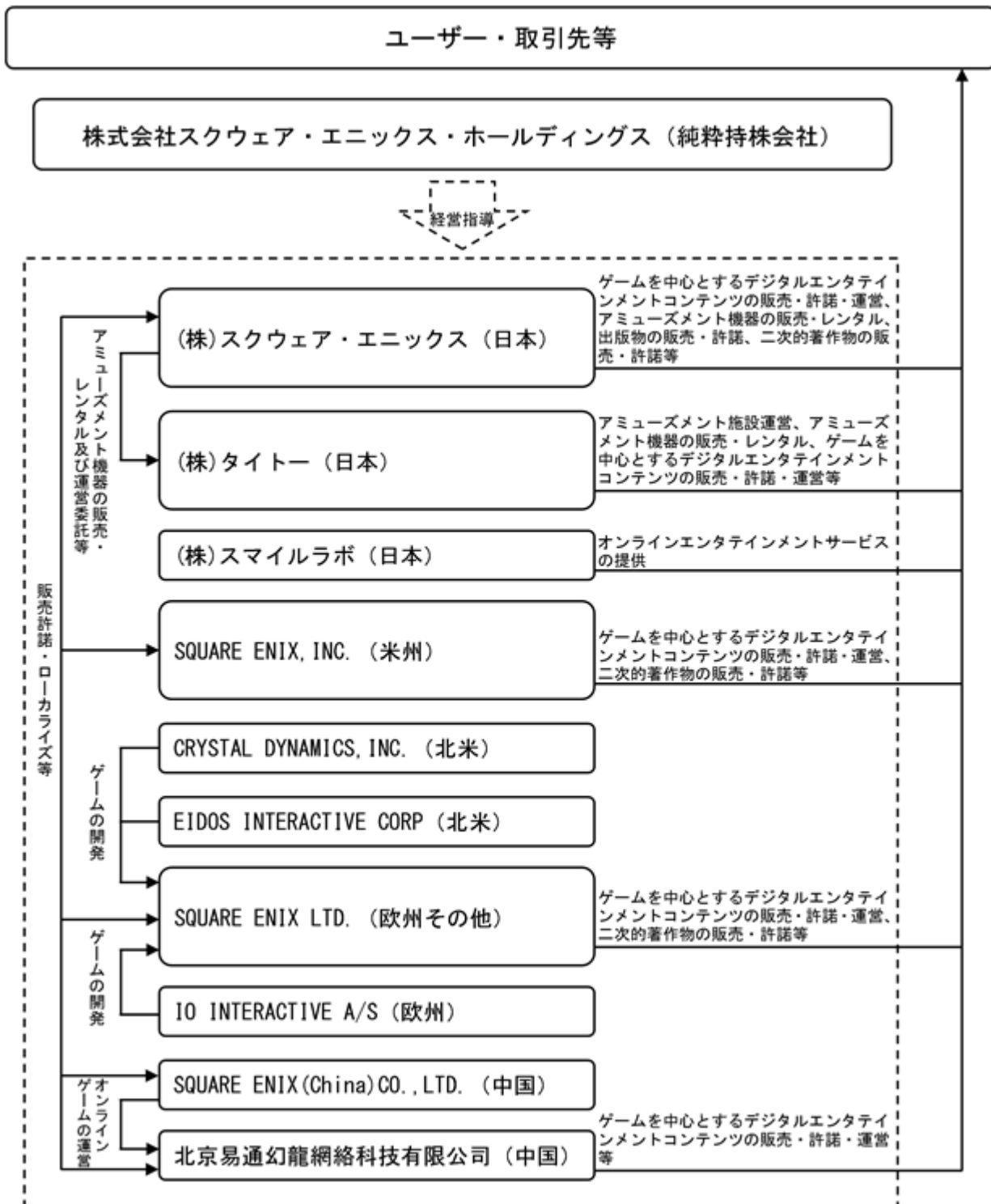
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(連結対象会社)

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
デジタル エンタテイン メント事業	コンピュータゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売、販売許諾、運営等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー 株式会社スマイルラボ
		米州	SQUARE ENIX, INC. CRYSTAL DYNAMICS, INC. EIDOS INTERACTIVE CORP.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD. IO INTERACTIVE A/S
		アジア	SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 北京易通幻龍網絡科技有限公司
アミューズ メント事業	アミューズメント施設運営、アミューズメント機器の企画・開発・製造・販売・レンタル等	日本	株式会社タイトー 株式会社スクウェア・エニックス
出版事業	コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.
ライツ・ プロパティ等 事業	二次的著作物の企画、制作、販売及び販売許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.

(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	米国カリフォルニア州	1米ドル	米州における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 役員の兼任
SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.	英国 ロンドン市	2英ポンド	欧州等における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 資金貸付、 役員の兼任
株式会社スクウェア・エニックス	東京都新宿区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 商標使用許諾、 資金貸付、 役員の兼任
株式会社タイトー	東京都新宿区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 役員の兼任
株式会社スマイルラボ	東京都渋谷区	10百万円	オンラインエンタテインメントサービスの提供	100.0	-
SQUARE ENIX, INC.	米国カリフォルニア州	10百万米ドル	米州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
SQUARE ENIX LTD.	英国 ロンドン市	145百万英ポンド	欧州その他市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	経営指導、 資金貸付、 役員の兼任
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	中国北京市	12百万米ドル	中国市場におけるデジタルエンタテインメント事業	100.0	役員の兼任
CRYSTAL DYNAMICS, INC.	米国カリフォルニア州	40百万米ドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
EIDOS INTERACTIVE CORP.	カナダ ケベック州	6百万カナダドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
IO INTERACTIVE A/S	デンマーク コペンハーゲン市	656千デンマーク クローネ	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
その他19社					

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 株式会社スクウェア・エニックス、SQUARE ENIX LTD.及びCRYSTAL DYNAMICS, INC.は、特定子会社に該当しております。

- 3 株式会社スクウェア・エニックスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	138,181百万円
	(2) 経常利益	26,359百万円
	(3) 当期純利益	19,596百万円
	(4) 純資産額	83,639百万円
	(5) 総資産額	121,780百万円

- 4 株式会社タイトーについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	38,650百万円
	(2) 経常利益	2,190百万円
	(3) 当期純利益	1,022百万円
	(4) 純資産額	30,080百万円
	(5) 総資産額	38,480百万円

- 5 SQUARE ENIX LTD.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	29,252百万円
	(2) 経常損失（ ）	3,481百万円
	(3) 当期純損失（ ）	4,529百万円
	(4) 純資産額	48,807百万円
	(5) 総資産額	36,451百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
デジタルエンタテインメント事業	3,058	(243)
アミューズメント事業	367	(1,276)
出版事業	146	(-)
ライセンス・プロパティ等事業	29	(-)
報告セグメント計	3,600	(1,519)
全社(共通)	324	(12)
合計	3,924	(1,531)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
19(-)	46.4	3.5	14,028,254

セグメントの名称	従業員数(人)	
デジタルエンタテインメント事業	-	(-)
アミューズメント事業	-	(-)
出版事業	-	(-)
ライセンス・プロパティ等事業	-	(-)
報告セグメント計	-	(-)
全社(共通)	19	(-)
合計	19	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 4 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて、事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は214,101百万円(前期比27.5%増)、営業利益は26,018百万円(前期比58.4%増)、経常利益は25,322百万円(前期比49.1%増)となりました。

なお、無形固定資産等の減損損失1,961百万円、関係会社株式評価損1,702百万円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は19,884百万円(前期比102.3%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメント・コンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメント・コンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機含む)、PC、スマートデバイス等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、スマートデバイス・PCブラウザ等をプラットフォームとしたコンテンツにおいて、従来のタイトル群が好調に推移したことに加えて、「メビウス ファイナルファンタジー」、「星のドラゴンクエスト」、「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス」、「グリムノーツ」などのスマートフォン向け新規ゲームも好調に推移しました。

また、家庭用ゲーム機向けタイトルにおいて、「JUST CAUSE3」、「RISE OF THE TOMB RAIDER」の販売が堅調であった他、多人数参加型オンラインロールプレイングゲーム「ファイナルファンタジーXIV」及び「ドラゴンクエストX」の追加ディスクの販売、運営が好調に推移しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は158,964百万円(前期比42.0%増)となり、営業利益は27,456百万円(前期比58.9%増)となりました。

アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を行っております。

当連結会計年度は、「ディシディア ファイナルファンタジー」などのアミューズメント機器の販売が好調であった他、効率的な店舗運営に努め、業績は順調に推移しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は41,135百万円(前期比1.0%増)となり、営業利益は3,988百万円(前期比10.3%増)となりました。

出版事業

コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等を行っております。

当連結会計年度は、前年度と比較してコミック単行本の売上が減少しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は9,970百万円(前期比13.7%減)となり、営業利益は2,267百万円(前期比30.0%減)となりました。

ライセンス・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当連結会計年度は、「ファイナルファンタジーXIV」の追加ディスクの販売に伴い、自社コンテンツのキャラクターグッズの販売が増加した他、サウンドトラック等の販売・許諾を行うとともに、他社の有力コンテンツのキャラクターグッズ化による品揃えの強化や海外展開による収益機会の多様化に努めております。

当事業における当連結会計年度の売上高は4,547百万円(前期比13.8%増)となり、営業利益は1,517百万円(前期比30.7%増)となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ12,228百万円増加して、115,375百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は20,184百万円（前期比148.2%増）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益21,436百万円、たな卸資産7,630百万円の増加、減価償却費6,317百万円、及び法人税等の支払額6,213百万円等によるものであり、全体としては資金が増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は4,773百万円（前期比154.3%増）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出4,053百万円、及び差入保証金の回収による収入992百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は141百万円（前期比99.4%減）となりました。

これは主として、配当金の支払額3,654百万円、及び短期借入金3,428百万円の増加によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 仕入実績

仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
デジタルエンタテインメント事業(百万円)	15,110	13.1
アミューズメント事業(百万円)	11,858	7.0
出版事業(百万円)	2,198	16.0
ライツ・プロパティ等事業(百万円)	1,417	4.9
合計(百万円)	30,585	7.7

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは受注による生産は行っておりません。

(4) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
デジタルエンタテインメント事業(百万円)	158,964	42.1
アミューズメント事業(百万円)	41,135	1.0
出版事業(百万円)	9,919	13.8
ライツ・プロパティ等事業(百万円)	4,081	8.3
合計(百万円)	214,101	27.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループは、高度で良質なコンテンツの制作・提供を通じて幅広い方々に夢と感動をお届けすることを基本方針としております。また、株主の皆様へに報い、会社を永続的に成長・発展させるため、経営資源を有効に組み合わせた効率的な経営の推進により利益が最大になるよう努めてまいります。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元を努めてまいります。配当額につきましては、連結配当性向30%を目安として、投資と分配のバランスを総合的に勘案して決定しております。

(3) 投資単位の引下げに関する考え方及び方針

当社グループは、投資家による当社株式の長期安定的な株式保有を促進するとともに、投資家層の拡大を図ることを、資本政策上の重要課題と認識しております。このため、既に株式の売買単位を100株としており、多様な投資家が参加しやすい環境が整っているものと考えております。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、収益性に裏付けられた成長を実現することが重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、売上高3,000～4,000億円、営業利益500億円を中期的に達成することを当面の経営目標としてまいります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。現在、ITや通信環境の発展・普及により、多機能端末とネットワークを前提とするデジタルエンタテインメントに対する顧客ニーズが高まるとともに、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが多様化するなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しています。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業展開、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に影響を与える可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済環境の変化

消費者の需要を減退させるような経済情勢の著しい低迷は、当社グループの扱っているエンタテインメント分野の製品・サービスに対する支出を減少させる恐れがあり、これによって当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(2) デジタルエンタテインメント市場における顧客嗜好の変化、技術革新の急速な進展等に対する当社の対応能力

「中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題」に記載した課題に当社グループが適時的確に対応できない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3) プラットフォームの変化及び対応

当社グループの主にデジタルエンタテインメント事業は、家庭用ゲーム機、スマートフォン、タブレットPC等のいわゆるプラットフォームの多様化、高機能化、世代交代等に伴い、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが大きく変化し、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 新しいコンテンツ・サービスの創造や海外展開を核とする当社の成長戦略を担う人材の確保

当社グループの事業環境は大きく変わりつつあります。このような環境変化に当社グループの適時的確な人材の確保が追いつかない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 国際的事業展開

当社グループは、国際的な事業展開を進めておりますが、当社グループが海外事業を展開している国における市場動向、政治・経済、法律・規制、社会情勢、文化、宗教、習慣その他の要因によって、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 情報・ネットワークシステム

当社グループでは業務運営に必要な情報・ネットワークシステムを適切に構築・運用管理しておりますが、システム障害や運用ミスなどにより、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があります。また、当社グループでは、情報・ネットワークシステムへの不正アクセスやコンピューターウィルス感染などの所謂セキュリティ・インシデントに対する堅固な予防・防御策を導入・構築しておりますが、万一、かかる対策によっても防止し得ないセキュリティ・インシデントが発生した場合、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があるだけでなく、当社グループの顧客及び従業員の個人情報を含む営業秘密が社外へ漏洩し、追加的費用の発生や当社グループの社会的信用の低下を招くおそれがあります。

(7) 個人情報の管理

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の厳重な社内管理体制を整備するとともに、役員・社員に対する個人情報保護に係る教育も随時実施しております。しかし、上記(6)で述べたようなセキュリティ・インシデントが発生し、個人情報が社外へ漏洩した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(8) 為替リスク

当社グループは、北米・欧州・アジアに在外連結子会社を所有しております。当該子会社において獲得した現地通貨は、主として現地での決済に使用するほか、現地での投資に振り向けることから、実質的な為替リスクは軽減されております。しかしながら、外貨建ての在外連結子会社の売上、費用、資産等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが予想を越えて大幅に変動した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(9) 風俗営業法

ゲーム施設運営事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及びその関連法令により規制を受けております。その内容は、店舗開設及び運営に関する許認可、営業時間帯の制限、入場者の年齢制限、出店地域の規制、施設の構造・内装・照明・騒音等に関する規制などです。当社グループは、同法を遵守しつつ適正な店舗運営を行っておりますが、同法の規制が強化された場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(10) 事故・災害

当社グループは、地震その他の大規模自然災害、火災、停電、システム・ネットワーク障害、テロ、感染症の流行、その他の事故・災害による影響を最小化するために、定期的な災害防止検査、設備点検、防災訓練などの対策を行っておりますが、激甚な事故・災害が発生した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(11) 訴訟等

当社グループは、事業の遂進にあたり、法令遵守及び第三者の権利尊重を徹底しておりますが、国内外の事業展開に伴い、米国における特許訴訟を中心に、争訟の当事者となるリスクを不可避的に負っております。当社グループを相手取った訴訟などの争訟が提起された場合、当社グループに有利な条件で早期に解決する努力にも拘わらず、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、ゲーム開発プロセスの効率化・高品質化を目的とした研究開発、ゲーム開発に係る先端技術の調査・研究を行っております。また、ゲームの新作タイトルの開発にあたっては、企画段階において様々な先端技術を用いた試作を行っております。

当連結会計年度においては、デジタルエンタテインメント事業において1,224百万円の研究開発費を計上しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

収益の認識基準

当社グループの売上高は、販売基準に基づき、通常、商製品が出荷された時点又はサービスが提供された時点において、ロイヤリティ収入についてはライセンサーからの計算報告書に基づいて、各々計上されております。ある特定のケースにおける売上計上基準の適用は、取引先との契約書の内容及び取扱商製品の種類に応じて決定しております。

貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しておりますが、将来、取引先の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

コンテンツ制作勘定

当社グループは、コンテンツ制作勘定の推定される将来需要及び市場状況に基づく時価の見積額が原価を下回っていると判断した場合には評価減をしております。また、実際の将来需要又は市場状況が経営者の見積りより悪化した場合は追加の評価減が必要となる可能性があります。

投資の減損

当社グループは、金融機関や販売又は仕入に係る取引会社の株式を保有しております。これらは株式市場の価格変動リスクを負っている公開会社の株式及び株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。これら株式の連結会計年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合は評価損の計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得及び、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとなります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの経営成績は、1 業績等の概要 に記載のとおりであります。よって前記以外に当連結損益計算書に重要な影響を与えた要因は以下のとおりであります。

為替変動の影響

当連結会計年度において主に円と米ドル及び英ポンドによる為替レートの変動の影響をうけ1,545百万円の為替差損を計上しております。

(3) 財務政策、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金及び設備投資資金につきましては、主として内部資金及び金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は9,765百万円であります。自己資本比率は、72.2%となっており、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は115,375百万円（前期比12,228百万円の増加）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は20,184百万円（前期比148.2%増）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益21,436百万円、たな卸資産7,630百万円の増加、減価償却費6,317百万円、及び法人税等の支払額6,213百万円等によるものであり、全体としては資金が増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は4,773百万円（前期比154.3%増）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出4,053百万円、及び差入保証金の回収による収入992百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は141百万円（前期比99.4%減）となりました。

これは主として、配当金の支払額3,654百万円、及び短期借入金3,428百万円の増加によるものであります。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力により、その成長を維持し発展させていくために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と判断しております。

(4) 戦略的現状と見通し及び経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。現在、ITや通信環境の発展・普及により、多機能端末とネットワークを前提とするデジタルエンタテインメントに対する顧客ニーズが高まるとともに、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが多様化するなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しています。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業展開、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。今後、これらの課題解決に取り組むことにより、当社の企業理念（最高の「物語」を提供することで、世界中の人々の幸福に貢献する）に即した経営戦略の遂行を図っていく所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、長期的戦略に基づき将来的に利益の極大化が図れる分野に対して重点を置き、合わせて技術力の向上及び経営の効率化のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資は、5,872百万円であり、主なものは、アミューズメント事業に係る業務用ゲーム機器への投資、デジタルエンタテインメント事業に係る開発機材及びデータセンターのネットワーク機器の購入、並びに大阪事業所の移転の内装工事によるものであります。セグメント別の内訳は、デジタルエンタテインメント事業1,221百万円、アミューズメント事業2,810百万円、出版事業9百万円、ライセンス・プロパティ等事業18百万円及び全社1,812百万円であります。

2【主要な設備の状況】

平成28年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備等	350	29	- (-)	380	19 (-)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、 器具及び 備品 (百万円)	アミュー ズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社スクウェア・エニックス	本社 (東京都新宿区)	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、ライセンス・プロパティ等事業、全社	本社及び開発設備等	2,500	927	15	- (-)	-	3,443	2,051 (222)
	大阪事業所 (大阪府大阪市北区)	デジタルエンタテインメント事業、出版事業、ライセンス・プロパティ等事業、全社	開発設備等	368	168	-	- (-)	-	536	99 (4)
	その他	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、ライセンス・プロパティ等事業、全社	データセンター等	73	1,128	-	- (-)	-	1,201	- (-)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、 器具及び 備品 (百万円)	アミューズ メント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社タイトー	本社 (東京都新宿 区)	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、ラ イツ・プロパ ティ等事業、全 社	一般事務管 理及び営 業・販売設 備	124	59	7	- (-)	23	214	186 (32)
	厚木TLC (神奈川県厚 木市)	アミューズメン ト事業	アミューズ メント機器 のメンテナ ンス設備	49	2	0	- (-)	2	54	43 (5)
	大塚オフィス (東京都豊島 区)	同上	アミューズ メント機器 の開発・製 造設備	22	1	0	- (-)	1	25	28 (5)
	札幌オフィス 他(北海道地 区)	同上	営業・販売 設備	21	0	49	- (-)	-	70	6 (65)
	仙台オフィス 他(東北地 区)	同上	同上	73	7	127	171 (3,383)	1	381	19 (139)
	本社外事務所 他(関東・東 京地区)	同上	同上	817	18	829	3,476 (2,070)	10	5,153	94 (546)
	名古屋オフィ ス他(中部北 陸地区)	同上	同上	121	4	144	65 (776)	-	335	18 (71)
	大阪オフィ ス他(関西地 区)	同上	同上	39	0	122	- (-)	1	164	21 (135)
	広島オフィ ス他(中国四 国地区)	同上	同上	103	7	93	70 (643)	-	274	15 (146)
	福岡オフィ ス他(九州地 区)	同上	同上	135	1	159	- (-)	13	309	18 (147)
	その他	全社	福利厚生施 設等	3	-	-	14 (7,259)	-	18	- (-)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 営業・販売設備の関東・東京地区及び福利厚生施設等のその他の土地は、区分所有建物敷地の共有持分を含めております。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	122,299,496	122,322,496	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	122,299,496	122,322,496	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	99	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	260	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	310	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,465 資本組入額 733	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	310	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	970	740
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000	74,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,835	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,270 資本組入額 1,135	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	260	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	564	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,515	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月31日 至 平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成26年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した2014年9月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	160	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年9月26日 至 平成46年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2015年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	210	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月17日 至 平成47年7月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,865 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2015年7月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	920	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月25日 至 平成32年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,035 資本組入額 2,018	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)1	205,100	115,575,696	163	15,368	163	44,602
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)2	6,657,200	122,232,896	8,312	23,680	8,312	52,915
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)1	66,600	122,299,496	72	23,753	72	52,988

(注)1 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

2 新株予約権(ストックオプション)の行使及び新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

3 平成28年4月1日から平成28年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が23千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ26百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	44	40	80	326	15	20,306	20,811	-
所有株式数 (単元)	-	292,318	17,169	104,216	432,448	58	371,479	1,217,688	530,696
所有株式数の割 合(%)	-	24.00	1.41	8.56	35.51	0.01	30.51	100.00	-

(注)1 自己株式313,849株は、「個人その他」に3,138単元、「単元未満株式の状況」に49株を含めて記載しております。なお、自己株式313,849株は株主名簿記載上の株式数であり、平成28年3月31日現在の実保有株式数は313,749株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ11単元及び52株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
福嶋 康博	東京都渋谷区	23,626	19.31
株式会社福嶋企画	東京都渋谷区初台2丁目16-18	9,763	7.98
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,944	6.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,805	6.38
宮本 雅史	東京都渋谷区	3,292	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,268	2.67
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理 人 ゴールドマン・サックス証券株式会 社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K. (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー)	3,006	2.45
BNYML - NON TREATY ACCOUNT(常任代理 人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING - POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG(東京都千代田区丸の 内2丁目7-1 決済事業部)	2,414	1.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL(常任 代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB(東京都新宿区新宿 6丁目27番30号)	2,147	1.75
MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A.(東京都千代田区大手町1丁目9- 7 大手町フィナンシャルシティ サウス タワー)	2,009	1.64
計	-	65,279	53.37

(注)1 平成27年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が、平成27年12月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	5,569	4.55
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	717	0.59
計		6,286	5.14

- 2 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社、Invesco Hong Kong Limited及びInvesco Asset Management Limitedが平成28年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階	8,090	6.62
Invesco Hong Kong Limited	41/F, Citibank Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	477	0.39
Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	1,305	1.07
合計		9,873	8.07

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 313,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,455,100	1,214,551	-
単元未満株式	普通株式 530,696	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	122,299,496	-	-
総株主の議決権	-	1,214,551	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式49株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スクウェア・エ ニックス・ホールディング ス	東京都新宿区新宿六丁目27 番30号	313,700	-	313,700	0.25
計	-	313,700	-	313,700	0.25

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会に基づくもの

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	90,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

2 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継される。

3 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	80,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

（注） 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	87,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

（注） 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年8月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社取締役及び従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	180,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	67,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	110,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

平成26年8月28日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	16,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社取締役及び従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	122,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月21日 至 平成48年7月20日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記新株予約権の行使期間の期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	116,000株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前6カ月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>自 平成30年6月25日</p> <p>至 平成33年6月24日</p>
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、国外に居住する者については、居住する国又は州の法令に基づき、その地位の喪失後も新株予約権の行使が許容される場合、当該法令の範囲内で新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
--------------------------	---

（注） 当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下本項において株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,138	11,942,211
当期間における取得自己株式	535	1,684,867

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	53	153,494	-	-
保有自己株式数	313,749	-	314,284	-

(注) 当期間における単元未満株式の売渡請求による売渡及び保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元に努めてまいります。配当額につきましては、連結配当性向30%を目安としつつ、投資と分配のバランスを総合的に勘案して決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当期の配当につきましては、年間配当額48円（中間10円、期末38円）となりました。

これらの剰余金の当期における配当の決定機関は、期末配当については株主総会又は取締役会、中間配当については取締役会であります。

当社は、会社法第454条に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月6日 取締役会決議	1,219	10
平成28年5月18日 取締役会決議	4,635	38

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	1,878	1,737	3,050	2,696	3,410
最低(円)	1,233	975	943	1,416	2,488

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	3,380	3,335	3,075	2,992	3,075	3,150
最低(円)	2,875	2,724	2,740	2,497	2,552	2,580

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		松田 洋 祐	昭和38年4月27日	平成13年10月 株式会社スクウェア (現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当 平成18年2月 株式会社タイトー (現・株式会社スクウェア・エニックス) 取締役 平成18年11月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役 平成20年12月 SQEX LTD. (平成21年にSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.に社名変更) 取締役 平成22年4月 株式会社タイトー取締役 平成25年3月 当社代表取締役専務 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役社長 (現任) 平成25年7月 SQUARE ENIX (China) CO.,LTD. 副 董事長 (現任) 平成28年1月 株式会社タイトー取締役 (現任) 平成28年4月 SQUARE ENIX LTD. 取締役 (現任)	(注) 3	2
取締役		Philip Timo Rogers [フィリップ・ ティモ・ ロジャース]	昭和44年6月2日	平成20年1月 EIDOS PLC 取締役最高経営責任者 平成20年12月 SQEX LTD. (平成21年にSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.に社名変更) 取締役 平成21年11月 SQUARE ENIX LTD. 取締役最高経営責任者 (現任) 平成25年5月 SQUARE ENIX, INC. 取締役社長兼最高経営責任者 (現任) 平成25年5月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役		本 多 圭 司	昭和32年12月29日	平成6年4月 株式会社エニックス (現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長 (現任) 平成18年10月 当社代表取締役副社長 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長 平成21年10月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 (現任) 平成21年10月 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		千田 幸信	昭和25年9月29日	昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における 旧・株式会社エニックス取締役 昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社取締 役 平成元年4月 株式会社エニックス(現・株式会 スクウェア・エニックス・ホル ディングス)常務取締役商品企画部 長 平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企画部 担当兼出版企画部担当兼玩具企画部 担当兼出版営業部担当 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役 平成26年6月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役(現任)	(注)3	2,006
取締役		山村 幸広	昭和38年10月30日	平成8年4月 トランスコスモス株式会社営業本 部副本部長 平成9年4月 同社取締役事業開発本部副本部長 平成9年10月 ダブルクリック株式会社代表取締 役社長 平成11年1月 エキサイト株式会社代表取締役社 長 平成20年8月 グラムメディア・ジャパン株式会 社代表取締役CEO 平成25年6月 当社社外取締役(現任) 平成25年10月 グリーンパーク株式会社(現・ ビットデザイン株式会社)代表取 締役CEO 平成26年9月 株式会社パズルリング代表取締役 (現任) 平成27年5月 株式会社Project 8 取締役(現任) 平成27年10月 ビジヨナリー・ワークス株式会 社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		西浦 裕二	昭和28年1月3日	平成5年4月 ブーズ・アレン・アンド・ハミル トン株式会社(現・PwCコンサル ティング合同会社)取締役副社長 兼パートナー 平成12年2月 同社代表取締役社長兼パートナー 平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー・ アンド・パートナー・ジャパン (現・株式会社ローランド・ベル ガー)代表取締役CEO兼マネージ ングパートナー 平成18年1月 アリックスパートナーズ・アジ ア・エルエルシー日本代表兼マ ネージングディレクター 平成23年1月 アリックスパートナーズ・エル エルビー副会長兼マネージング ディレクター 平成24年12月 アクサジャパンホールディング株 式会社(現・アクサ生命保険株式 会社)取締役 平成24年12月 アクサ生命保険株式会社取締役会 長 平成25年3月 アクサ損害保険株式会社取締役会 長 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成26年10月 アクサ生命保険株式会社取締役会 長 平成27年12月 三井住友トラストクラブ株式会 社代表取締役会長(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		小林 諒一	昭和21年10月25日	平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所監査役 平成19年6月 当社常勤監査役(現任) 平成20年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス社外監査役 平成28年5月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任)	(注)4	-
監査役		松田 隆次	昭和30年4月30日	昭和61年4月 弁護士及び公認会計士登録 河合・竹内・西村・井上法律事務所入所 昭和63年1月 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 平成4年7月 松田法律事務所開設(現在に至る) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成20年6月 西華産業株式会社社外監査役	(注)4	-
監査役		富山 正次	昭和19年6月17日	昭和43年4月 公認会計士尾澤修治共同事務所入所 昭和44年7月 監査法人朝日会計社入社 昭和46年3月 公認会計士登録 平成4年8月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成13年5月 朝日監査法人専務理事 平成16年1月 あずさ監査法人副理事長 平成22年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 平成22年12月 日本振興銀行株式会社取締役(裁判所の代替許可決定により就任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
計						2,065

- (注) 1 取締役山村幸広及び西浦裕二は、社外取締役であります。
- 2 監査役小林諒一、松田隆次及び富山正次は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役小林諒一及び松田隆次の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役富山正次の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
樽見 俊明	昭和39年2月5日	平成13年2月 コナミ株式会社(現・株式会社コナミホールディングス)入社 平成14年4月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン業務推進部マネージャー 平成17年3月 コナミスポーツ株式会社(現・株式会社コナミスポーツクラブ)法務知財部マネージャー 平成18年4月 株式会社スクウェア・エニックス(現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス)法務・知的財産部マネージャー 平成27年4月 当社グループ経営推進部マネージャー 平成28年3月 株式会社スクウェア・エニックス法務・知的財産部シニア・マネージャー(現任) 平成28年5月 当社グループ経営推進部シニア・マネージャー(現任)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業統治形態として、監査役制度を採用しております。監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を強め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、決裁権限規程に定める客観的基準のもとに、会社経営方針を決定する取締役会と業務執行に係る個別の意思決定を行う会議体とを明確に区分しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

当社は、取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名、常勤監査役1名）が在任しております。取締役の任期は、指名委員会等設置会社と同様、1年としております。

「取締役会」は、原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ、活性化が図られております。また、役員報酬制度の基本方針並びに取締役及び監査役候補者の指名基準の基本方針に関する事項につき、取締役会の諮問機関として答申を行うため、「報酬・指名委員会」を任意に設置し、経営の客観性と透明性の確保が図られております。

「監査役会」は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、これを維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、取締役の職務執行の効率化を推進しております。

さらに、コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。また、効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関しては、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制しております。

なお、リスク管理体制の徹底を図るため、内部部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括しております。

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対し、当該会社の当社グループにおける重要性及び会社規模に応じた適正な管理・監督を行っております。当該規程に基づき、当社の子会社の経営状況その他の重要な情報について報告を求めるとともに、主要なグループ会社にあつては、月次及び随時の報告会を開催するなどの方法により、グループ会社の経営状況を適時把握し、必要な措置を適時的確に行うこととしております。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査については、監査室（社長直轄組織として設置。現状1名）があり、監査役会及び監査法人と相互に情報を共有しながら、重要性とリスクを考慮し、グループ会社を含んだ社内管理体制を定期的にチェック、検討・評価（内部評価）を行い、社長に対し報告及び提言を行っております。

監査役監査については、監査役3名（うち社外監査役3名）が確認しております。

小林諒一氏は、複数の会社における役員の経験によって培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

松田隆次氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

富山正次氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

会計監査については、 に記載のとおりであります。

監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行うほか、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映しています。

なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要並びに当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

イ 当社との人的関係、資本關係又は取引關係その他の利害關係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に特別の利害關係はありません。

ロ 当社の企業統治において果たす機能及び役割

山村幸広氏及び西浦裕二氏は、当社社外取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社常勤取締役の業務執行に対する監督・牽制機能を担っていただくため、社外取締役に選任しております。取締役会においても、適宜必要な発言を行っております。

小林諒一氏、松田隆次氏及び富山正次氏に関する企業統治において果たす機能及び役割につきましては、に記載のとおりであります。

ハ 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、財務、会計、内部統制等に関する専門的知見に基づき当社の企業統治において客観的かつ独立的な立場から適切な職務遂行を期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任することとしております。

なお、当社は、山村幸広氏、西浦裕二氏、小林諒一氏、松田隆次氏及び富山正次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

ニ 社外取締役又は社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役と、監査室、監査役及び監査法人との相互連携については、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(取締役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
取締役(社外取締役を除く。)	4名	280	226	54
社外取締役	2名	29	24	5
合計	6名	310	250	60

(注) 1 当事業年度の非金銭報酬は、ストックオプションであります。

2 当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

3 報酬等の総額が1億円以上である役員は、代表取締役社長松田洋祐であります。その内訳は、提出会社からの166百万円(金銭報酬138百万円、非金銭報酬28百万円)であります。

(監査役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-
社外監査役	3名	29	29	-
合計	3名	29	29	-

(注) 当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

ロ 役員報酬等の決定方針

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役及び代表取締役社長等から構成される報酬・指名委員会を任意で設置し、役員報酬制度の基本方針の審議を行い取締役会に対して答申を行うことにより、役員報酬制度の客観性と透明性の確保に努めております。

取締役の報酬は、基本報酬である金銭報酬とストックオプションとしての新株予約権の非金銭報酬から構成されております。報酬の額及びその配分については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、諮問機関である報酬・指名委員会の答申を受けた上で、毎年の業績及び各取締役の業績への貢献度を勘案し、代表取締役社長が決定しております。

また、監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、金銭報酬のみであります。報酬額については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議によりその額及び配分を決定しております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)スクウェア・エニックス・ホールディングスについては以下のとおりです。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	16	16	0	0	(注) 1 (-)
上記以外の株式	1,120	694	8	-	404 (-)

(注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載してありません。

2 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を起用しており、独立の第三者として会計監査を受け、またその職務が円滑に遂行されるように努めております。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：長坂隆、柴田憲一、金野広義
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 13名、会計士補等 15名

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票に寄らない旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の選択肢を拡げることがを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	1	47	2
連結子会社	72	-	70	-
計	119	1	118	2

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を122百万円、非監査業務に基づく報酬を3百万円支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を127百万円、非監査業務に基づく報酬を4百万円支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、財務会計基準機構に加入するとともに、必要に応じて企業会計基準委員会が開催する研修へ参加することとしております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,631	117,306
受取手形及び売掛金	20,973	21,487
商品及び製品	1,881	2,428
仕掛品	4	109
原材料及び貯蔵品	314	233
コンテンツ制作勘定	35,113	41,419
繰延税金資産	4,818	6,561
その他	4,201	5,275
貸倒引当金	122	143
流動資産合計	170,815	194,679
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,212	13,779
減価償却累計額	8,611	8,654
建物及び構築物(純額)	4,601	5,124
工具、器具及び備品	13,074	13,312
減価償却累計額	9,699	10,047
工具、器具及び備品(純額)	3,375	3,265
アミューズメント機器	16,559	15,457
減価償却累計額	15,105	14,012
アミューズメント機器(純額)	1,454	1,445
その他	127	101
減価償却累計額	83	47
その他(純額)	43	54
土地	4,008	3,798
建設仮勘定	136	61
有形固定資産合計	13,620	13,748
無形固定資産		
その他	10,192	6,447
無形固定資産合計	10,192	6,447
投資その他の資産		
投資有価証券	1,172	749
差入保証金	10,167	9,173
繰延税金資産	1,198	4,972
その他	15,192	13,185
貸倒引当金	420	224
投資その他の資産合計	17,309	17,856
固定資産合計	41,122	38,052
資産合計	211,938	232,731

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,820	14,671
短期借入金	7,122	9,722
未払法人税等	3,974	5,726
賞与引当金	1,696	2,672
返品調整引当金	4,865	3,334
店舗閉鎖損失引当金	379	75
資産除去債務	9	5
その他	20,062	19,529
流動負債合計	49,931	55,737
固定負債		
役員退職慰労引当金	151	162
店舗閉鎖損失引当金	423	127
退職給付に係る負債	2,200	2,747
繰延税金負債	2,371	2,153
資産除去債務	953	2,355
その他	591	665
固定負債合計	6,692	8,210
負債合計	56,623	63,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,680	23,753
資本剰余金	52,920	52,993
利益剰余金	79,355	95,581
自己株式	876	888
株主資本合計	155,079	171,439
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	618	341
為替換算調整勘定	1,292	3,207
退職給付に係る調整累計額	99	607
その他の包括利益累計額合計	574	3,474
新株予約権	327	374
非支配株主持分	482	443
純資産合計	155,314	168,783
負債純資産合計	211,938	232,731

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	167,891	214,101
売上原価	1 94,794	1 115,316
売上総利益	73,096	98,784
返品調整引当金戻入額	4,877	4,867
返品調整引当金繰入額	4,579	3,534
差引売上総利益	73,394	100,116
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,014	1,751
広告宣伝費	10,386	20,270
販売促進費	66	66
貸倒引当金繰入額	69	54
役員報酬	435	565
給料及び手当	14,207	14,465
賞与引当金繰入額	1,936	2,916
退職給付費用	323	539
役員退職慰労引当金繰入額	11	10
福利厚生費	1,838	2,092
賃借料	1,739	2,118
支払手数料	13,734	18,996
減価償却費	2,460	2,476
その他	2 7,742	2 7,772
販売費及び一般管理費合計	56,967	74,097
営業利益	16,426	26,018
営業外収益		
受取利息	139	85
受取配当金	9	9
受取賃貸料	20	16
貸倒引当金戻入額	-	213
補助金収入	17	495
為替差益	484	-
雑収入	219	158
営業外収益合計	890	980
営業外費用		
支払利息	68	67
支払手数料	74	14
移転関連費用	173	44
為替差損	-	1,545
雑損失	15	4
営業外費用合計	332	1,676
経常利益	16,984	25,322

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	3 1,394	3 18
投資有価証券売却益	82	1
新株予約権戻入益	44	19
特別利益合計	1,520	40
特別損失		
固定資産売却損	4 741	4 36
固定資産除却損	5 258	5 194
減損損失	6 640	6 1,961
店舗閉鎖損失引当金繰入額	402	15
関係会社整理損	313	-
関係会社株式評価損	41	1,702
その他	664	14
特別損失合計	3,062	3,925
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	15,442	21,436
匿名組合損益分配額	132	-
税金等調整前当期純利益	15,310	21,436
法人税、住民税及び事業税	5,136	6,690
法人税等調整額	353	5,146
法人税等合計	5,489	1,544
当期純利益	9,820	19,892
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	11	8
親会社株主に帰属する当期純利益	9,831	19,884

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	9,820	19,892
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	364	277
為替換算調整勘定	3,575	1,956
退職給付に係る調整額	332	707
その他の包括利益合計	1 3,607	1 2,941
包括利益	13,427	16,951
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,351	16,984
非支配株主に係る包括利益	75	33

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,368	44,607	71,298	870	130,404
会計方針の変更による累積的影響額			1,683		1,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,368	44,607	72,982	870	132,087
当期変動額					
新株の発行	8,312	8,312			16,625
剰余金の配当			3,458		3,458
親会社株主に帰属する当期純利益			9,831		9,831
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	8,312	8,312	6,372	6	22,991
当期末残高	23,680	52,920	79,355	876	155,079

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	253	4,780	432	4,094	348	1,018	127,676
会計方針の変更による累積的影響額							1,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	253	4,780	432	4,094	348	1,018	129,359
当期変動額							
新株の発行							16,625
剰余金の配当							3,458
親会社株主に帰属する当期純利益							9,831
自己株式の取得							6
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	364	3,488	332	3,520	21	536	2,962
当期変動額合計	364	3,488	332	3,520	21	536	25,954
当期末残高	618	1,292	99	574	327	482	155,314

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,680	52,920	79,355	876	155,079
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,680	52,920	79,355	876	155,079
当期変動額					
新株の発行	72	72			145
剰余金の配当			3,658		3,658
親会社株主に帰属する当期純利益			19,884		19,884
自己株式の取得				11	11
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	72	72	16,226	11	16,359
当期末残高	23,753	52,993	95,581	888	171,439

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	618	1,292	99	574	327	482	155,314
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	618	1,292	99	574	327	482	155,314
当期変動額							
新株の発行							145
剰余金の配当							3,658
親会社株主に帰属する当期純利益							19,884
自己株式の取得							11
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	277	1,915	707	2,899	47	38	2,890
当期変動額合計	277	1,915	707	2,899	47	38	13,468
当期末残高	341	3,207	607	3,474	374	443	168,783

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,310	21,436
減価償却費	6,934	6,317
減損損失	640	1,961
貸倒引当金の増減額（は減少）	297	169
賞与引当金の増減額（は減少）	92	1,138
返品調整引当金の増減額（は減少）	298	1,332
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	27	10
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	208	328
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	715	476
受取利息及び受取配当金	148	95
支払利息	68	67
為替差損益（は益）	2,127	1,749
投資有価証券売却損益（は益）	82	1
固定資産除却損	258	194
固定資産売却益	1,394	18
固定資産売却損	741	36
関係会社株式評価損	41	1,702
売上債権の増減額（は増加）	1,973	910
たな卸資産の増減額（は増加）	12,799	7,630
仕入債務の増減額（は減少）	2	2,735
その他の流動資産の増減額（は増加）	3,360	552
その他の固定資産の増減額（は増加）	607	527
その他の流動負債の増減額（は減少）	1,634	320
その他	335	210
小計	12,241	25,838
利息及び配当金の受取額	161	95
利息の支払額	78	65
法人税等の支払額	4,530	6,213
法人税等の還付額	340	530
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,132	20,184

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,765	1,671
定期預金の払戻による収入	3,252	1,153
投資有価証券の売却による収入	112	1
有形固定資産の取得による支出	4,767	4,053
有形固定資産の売却による収入	5,884	200
無形固定資産の取得による支出	875	461
子会社株式の取得による支出	1,872	330
差入保証金の差入による支出	1,007	398
差入保証金の回収による収入	312	992
その他	150	206
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,876	4,773
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	3,428
株式の発行による収入	74	121
社債の償還による支出	18,462	-
自己株式の取得による支出	6	11
配当金の支払額	3,450	3,654
その他	261	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,105	141
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,572	3,041
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,277	12,228
現金及び現金同等物の期首残高	113,507	103,147
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	82	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 103,147	1 115,375

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.

SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.

株式会社スクウェア・エニックス

株式会社タイトー

株式会社スマイルラボ

SQUARE ENIX, INC.

SQUARE ENIX LTD.

SQUARE ENIX (China) CO.,LTD.

CRYSTAL DYNAMICS, INC.

EIDOS INTERACTIVE CORP.

IO INTERACTIVE A/S

アイドス株式会社及びEIDOPT ASは、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

SHINRA TECHNOLOGIES, INC.

シンラ・テクノロジー・ジャパン株式会社

株式会社Tokyo RPG Factory

株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ

株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(SHINRA TECHNOLOGIES, INC.、シンラ・テクノロジー・ジャパン株式会社、株式会社Tokyo RPG Factory、株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ及び株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート他)及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO.,LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司及びSQUARE PICTURES, INC.の決算日は12月末日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、12月末日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO.,LTD.の決算日は12月末日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、アミューズメント機器は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

コンテンツ制作勘定

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料、仕掛品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

工具、器具及び備品 2～20年

アミューズメント機器 3～5年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(ハ) 返品調整引当金

一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトルごとに将来の返品等の可能性を勘案して、損失の見込額を計上しております。

(ニ) 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

当社及び一部連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、当社及び一部連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(ロ) 連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「雑収入」に表示していた236百万円は、「補助金収入」17百万円、「雑収入」219百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた706百万円は、「関係会社株式評価損」41百万円、「その他」664百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた293百万円は、「関係会社株式評価損」41百万円、「その他」335百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積額の変更)

当社及び一部の連結子会社は、本社オフィス及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更を行っております。

この変更により、従来に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ312百万円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
その他(投資その他の資産)	1,922百万円	550百万円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	8,365百万円	6,666百万円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	870百万円	1,224百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物、構築物及び土地	1,394百万円	9百万円
工具、器具及び備品	0	9
計	1,394	18

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物、構築物及び土地等	658百万円	36百万円
工具、器具及び備品	4	0
ソフトウェア	77	-
計	741	36

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物及び構築物	35百万円	13百万円
工具、器具及び備品	23	11
アミューズメント機器	159	170
ソフトウェア	34	-
その他	5	-
計	258	194

6 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	301
カナダ	遊休資産	工具、器具及び備品	246
東京都新宿区他	処分予定資産等	その他(無形固定資産)等	92
合計			640

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては主として正味売却価額により測定しており、合理的に算定された市場価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	163
		工具、器具及び備品	3
		その他(無形固定資産)	4
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	7
		土地	47
英国	その他	その他(無形固定資産)	1,734
合計			1,961

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、合理的に算定された市場価格等によっており、使用価値については主に将来キャッシュ・フローを20%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	502百万円	422百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	502	422
税効果額	137	145
その他有価証券評価差額金	364	277
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,115	1,956
組替調整額	2,459	-
税効果調整前	3,575	1,956
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	3,575	1,956
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	104	1,117
組替調整額	197	94
税効果調整前	301	1,022
税効果額	31	315
退職給付に係る調整額	332	707
その他の包括利益合計	3,607	2,941

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	115,575	6,657	-	122,232
合計	115,575	6,657	-	122,232
自己株式				
普通株式(注)2、3	306	3	0	309
合計	306	3	0	309

(注)1 普通株式の発行済株式の株式数の増加6,657千株は、新株予約権(ストックオプション)の行使及び新株予約権付社債の権利行使による新株の発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(注)	普通株式	14,000,000	-	14,000,000	-	-
	ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	327
	合計	-	-	-	-	-	327

(注)平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使による減少(6,615,200株)及び行使期間の満了に伴う減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	2,305	20	平成26年3月31日	平成26年6月4日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	1,152	10	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月18日 取締役会	普通株式	2,438	利益剰余金	20	平成27年3月31日	平成27年6月3日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	122,232	66	-	122,299
合計	122,232	66	-	122,299
自己株式				
普通株式（注）2、3	309	4	0	313
合計	309	4	0	313

（注）1 普通株式の発行済株式の株式数の増加66千株は、新株予約権（ストックオプション）の行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	374
	合計	-	-	-	-	-	374

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年5月18日 取締役会	普通株式	2,438	20	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	1,219	10	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年5月18日 取締役会	普通株式	4,635	利益剰余金	38	平成28年3月31日	平成28年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	103,631百万円	117,306百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	484	1,930
現金及び現金同等物	103,147	115,375

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

アミューズメント事業における店舗設備(建物及び構築物、工具、器具及び備品並びにアミューズメント機器)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨建取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、各グループ会社の販売管理規程に従い取引ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。当社グループは、基本的にはデリバティブ取引は利用しておりませんが、将来の為替相場の変動リスクを回避することを目的に、為替予約取引を行うことがあります。為替予約取引は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。為替予約取引にあたっては、代表取締役及び担当取締役の決裁を受け、経理部門にてリスクの一元管理を行っております。

投資有価証券は、主に上場株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋並びにアミューズメント店舗の賃借に伴う差入保証金であります。これは、差入先の信用リスクに晒されておりますが、本社及び事業所の社屋の差入保証金に関しては総務部門、アミューズメント店舗に関しては営業部門がそれぞれ差入先とのコンタクトを通じて信用度を確かめるとともに、決算時に経理部門がこれら部門に状況を確認しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内に支払期日が到来する営業債務であります。短期借入金は、短期的な事業資金に充当するものであります。支払手形、買掛金、未払法人税等並びに短期借入金といった短期債務に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。外貨建の営業債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と同様の方法によりリスクの低減を図っております。短期借入金は支払金利の変動のリスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにしております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。(注2 参照)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	103,631	103,631	-
(2) 受取手形及び売掛金	20,973		
貸倒引当金	122		
受取手形及び売掛金(純額)	20,851	20,851	-
(3) 投資有価証券	1,140	1,140	-
(4) 差入保証金	10,167		
貸倒引当金	350		
差入保証金(純額)	9,817	9,639	178
資産計	135,441	135,263	178
(1) 支払手形及び買掛金	11,820	11,820	-
(2) 短期借入金	7,122	7,122	-
(3) 未払法人税等	3,974	3,974	-
負債計	22,917	22,917	-
デリバティブ取引(*1)	12	12	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	117,306	117,306	-
(2) 受取手形及び売掛金	21,487		
貸倒引当金	143		
受取手形及び売掛金(純額)	21,343	21,343	-
(3) 投資有価証券	718	718	-
(4) 差入保証金	9,173		
貸倒引当金	137		
差入保証金(純額)	9,035	8,957	78
資産計	148,403	148,325	78
(1) 支払手形及び買掛金	14,671	14,671	-
(2) 短期借入金	9,722	9,722	-
(3) 未払法人税等	5,726	5,726	-
負債計	30,119	30,119	-

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	31	31

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	102,015	-	-	-
受取手形及び売掛金	20,973	-	-	-
差入保証金	5,463	2,046	2,644	12
合計	128,453	2,046	2,644	12

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	115,647	-	-	-
受取手形及び売掛金	21,487	-	-	-
差入保証金	4,698	1,762	2,674	38
合計	141,833	1,762	2,674	38

4 短期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,122	-	-	-	-	-
合計	7,122	-	-	-	-	-

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,722	-	-	-	-	-
合計	9,722	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券
該当事項はありません。

- 2 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

- 3 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	1,081	233	847
	(2) 債券			
	国債・地 方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,081	233	847
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	59	75	15
	(2) 債券			
	国債・地 方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	59	75	15
合計		1,140	308	831

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	665	233	432
	(2) 債券			
	国債・地 方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	665	233	432
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	52	75	23
	(2) 債券			
	国債・地 方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	52	75	23
合計		718	308	409

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	114	82	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	114	82	-

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	1	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1	1	-

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券(株式)について1百万円の減損処理を行っております。

なお、株式の減損にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	220	-	12	12
合計		220	-	12	12

(注) 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。また、一部国内連結子会社は、この他に確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、一部海外子会社は確定拠出型の退職年金制度に加入しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	12,298百万円	11,105百万円
会計方針の変更による累積的影響額	1,811	-
会計方針の変更を反映した期首残高	10,487	11,105
勤務費用	466	488
利息費用	113	85
数理計算上の差異の発生額	440	869
退職給付の支払額	401	405
退職給付債務の期末残高	11,105	12,143

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	7,872百万円	8,904百万円
期待運用収益	150	171
数理計算上の差異の発生額	331	247
事業主からの拠出額	892	899
退職給付の支払額	343	331
年金資産の期末残高	8,904	9,396

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,992百万円	9,771百万円
年金資産	8,904	9,396
	87	375
非積立型制度の退職給付債務	2,113	2,371
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,200	2,747
退職給付に係る負債	2,200	2,747
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,200	2,747

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	466百万円	488百万円
利息費用	113	85
期待運用収益	150	171
数理計算上の差異の費用処理額	193	94
確定給付制度に係る退職給付費用	235	497

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
数理計算上の差異	301百万円	1,022百万円
合計	301	1,022

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	147百万円	875百万円
合計	147	875

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	7%	47%
株式	-	8
一般勘定	21	31
現金及び預金	62	5
その他	10	9
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度4%、当連結会計年度4%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	0.330～0.777%	0.154～0.410%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度348百万円、当連結会計年度348百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	35	90

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
新株予約権戻入益	44	19

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社従業員 6名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,800株	普通株式 57,000株	普通株式 77,000株	普通株式 140,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成20年 8月21日	平成21年10月21日	平成22年 8月23日	平成22年 8月23日	平成23年 1月14日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 8月22日 至 平成40年 8月21日	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	自 平成22年 8月24日 至 平成42年 8月23日	自 平成24年 7月30日 至 平成27年 7月29日	自 平成24年12月25日 至 平成27年12月24日

	平成23年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション	平成24年 ストックオプション	平成24年 ストックオプション	平成26年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員12名	当社取締役 5名	当社従業員 8名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 87,000株	普通株式 180,000株	普通株式 67,000株	普通株式 110,000株	普通株式 16,000株
付与日	平成23年 7月21日	平成23年 8月31日	平成24年 7月26日	平成24年 8月29日	平成26年 9月25日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年 7月22日 至 平成43年 7月21日	自 平成25年 8月 6日 至 平成28年 8月 5日	自 平成24年 7月27日 至 平成44年 7月26日	自 平成26年 7月31日 至 平成29年 7月30日	自 平成26年 9月26日 至 平成46年 9月25日

	平成27年 ストックオプション	平成27年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 21,000株	普通株式 122,000株
付与日	平成27年 7月16日	平成27年 7月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年 7月17日 至 平成47年 7月16日	自 平成29年 6月25日 至 平成32年 6月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	9,900	26,000	31,000	84,800	10,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	30,900	10,000
失効	-	-	-	53,900	-
未行使残	9,900	26,000	31,000	-	-

	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	31,000	117,000	26,000	62,100	16,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	20,000	-	5,700	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	31,000	97,000	26,000	56,400	16,000

	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	21,000	122,000
失効	-	30,000
権利確定	21,000	-
未確定残	-	92,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	21,000	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	21,000	-

単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1,895	1,779
行使時平均株価 (円)	-	-	-	2,700	2,927
付与日における公正な評価単価 (円)	3,171	2,107	1,464	364	250

	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1,835	1	1,515	1
行使時平均株価 (円)	-	2,824	-	2,814	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,312	435	948	214	2,041

	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	3,150
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	2,864	885

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
株価変動性(注)1	36.3%	41.9%
予想残存期間(注)2	10年	3.4年
予想配当(注)3	配当利回り0.95%	配当利回り0.95%
無リスク利率(注)4	0.46%	0.04%

(注)1 ストック・オプション付与日から予想残存期間分遡った期間の株価実績に基づき算定しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 平成27年ストック・オプションは、平成27年3月期の配当実績により算出しております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
流動資産		
未払事業税否認	381百万円	565百万円
未払事業所税否認	36	32
賞与引当金否認	531	590
未払費用否認	599	414
返品調整引当金否認	1,328	862
貸倒引当金繰入超過	40	8
税額控除額	275	333
コンテンツ評価損否認	2,847	3,494
たな卸資産評価損否認	507	555
短期店舗閉鎖損失引当金否認	125	23
その他	221	178
評価性引当金	1,888	348
繰延税金負債(流動)との相殺	188	149
計	4,818	6,561
固定資産		
退職給付に係る負債	713	967
役員退職引当金否認	50	51
株式報酬費用	104	113
減価償却費超過額否認	129	138
資産除去債務	307	721
減損損失	386	306
投資有価証券評価損否認	242	3,843
貸倒引当金繰入超過	4	24
一括償却資産損金限度超過額	78	72
海外子会社おける繰越欠損金等	989	754
店舗閉鎖損失引当金	136	39
税額控除額	60	15
繰越欠損金	36	598
その他	72	12
評価性引当金	677	1,063
繰延税金負債(固定)との相殺	1,435	1,623
計	1,198	4,972
繰延税金資産合計	6,016	11,534
繰延税金負債		
流動負債		
未払費用等原価算入分認容	180	138
その他	7	11
繰延税金資産(流動)との相殺	188	149
計	-	-
固定負債		
固定資産	1,946	2,633
企業結合に係る無形固定資産の税効果	1,647	1,075
その他	213	67
繰延税金資産(固定)との相殺	1,435	1,623
計	2,371	2,153
繰延税金負債合計	2,371	2,153
繰延税金資産の純額	3,644	9,381

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.64%	33.06%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33	0.13
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.01	0.00
評価性引当金	5.97	16.61
住民税均等割	0.75	0.37
所得拡大特別控除	0.62	0.98
試験研究費税額控除	9.13	8.40
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.21	2.06
提出会社との税率差異	6.95	0.67
その他	4.71	3.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.86	7.20

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.30%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が359百万円減少し、法人税等調整額が348百万円、退職給付に係る調整累計額が14百万円、その他有価証券評価差額金が3百万、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありませ

ず。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社オフィス等については、使用見込期間を主に5年～15年と見積り、割引率を主に0.014%～2.147%を使用して資産除去債務の計算をしております。

アミューズメント施設の店舗については、使用見込期間を過去の閉鎖店舗の平均営業期間を10年と見積り、割引率は0.040%～1.355%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	810百万円	962百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	149	112
見積り変更による増加額	-	1,225
時の経過による調整額	7	7
資産除去債務の履行による減少額	5	36
その他増減額	-	90
期末残高	962	2,361

二 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当社及び一部の連結子会社は、本社オフィス及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、より精微な見積りが可能になったため、見積額の変更を行っております。

この変更により、従来に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ312百万円減少しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機を含む。)、PC、スマートフォン等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライセンス・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライセンス・ブ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	111,896	40,715	11,509	3,769	167,891	-	167,891
セグメント間の内部売上高又は振替高	30	0	37	227	295	295	-
計	111,926	40,715	11,547	3,997	168,187	295	167,891
セグメント利益	17,276	3,615	3,241	1,161	25,294	8,867	16,426
セグメント資産	71,221	15,367	4,026	982	91,598	120,340	211,938
その他の項目							
減価償却費	3,579	2,722	87	28	6,418	516	6,934
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,392	2,510	17	9	4,929	1,118	6,048

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額 8,867百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費 8,907百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額120,340百万円のうち全社資産の金額は120,594百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額516百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,118百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む。）、PC、スマートフォン等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	158,964	41,135	9,919	4,081	214,101	-	214,101
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	0	50	466	517	517	-
計	158,964	41,135	9,970	4,547	214,618	517	214,101
セグメント利益	27,456	3,988	2,267	1,517	35,230	9,212	26,018
セグメント資産	74,221	15,821	4,128	681	94,852	137,879	232,731
その他の項目							
減価償却費	3,514	2,203	89	15	5,823	494	6,317
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,221	2,810	9	18	4,060	1,812	5,872

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額 9,212百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費 9,253百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額137,879百万円のうち全社資産の金額は138,131百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額494百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,812百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
129,072	18,124	17,316	3,378	167,891

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
11,738	1,391	394	96	13,620

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
151,160	28,977	26,572	7,390	214,101

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
12,232	827	562	126	13,748

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去(注)	合計
減損損失	315	321	-	-	4	640

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去(注)	合計
減損損失	1,734	222	-	-	4	1,961

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者	Philip Timo Rogers	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 - 間接 -	-	ストック オプションの行使	17	-	-
	佐々木 通博	-	-	当社子会社 監査役	(被所有) 直接 0.00 間接 -	-	ストック オプションの行使	11	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成22年7月29日開催取締役会決議及び平成22年12月24日開催取締役会決議により、付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使であります。
なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による払込金額であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	1,267.24	1,376.93
1株当たり当期純利益金額(円)	84.34	163.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	84.20	162.72

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	9,831	19,884
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益金額(百万円)	9,831	19,884
期中平均株式数(千株)	116,569	121,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	192	240
(うち新株予約権)	(192)	(240)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		平成27年6月24日開催取締役会決議 分2015年7月新株予約権92,000株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

平成28年6月24日開催の取締役会に基づく新株予約権の発行

平成28年6月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストックオプションとしての新株予約権を当社の従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対する報酬等の一部として付与することを決議しました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,122	9,722	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	17	15	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	28	27	-	平成29年9月～ 平成33年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	7,168	9,765	-	-

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース債務に利息相当額を含めて計上しているため、記載を省略しております。
- リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債のその他に、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)は固定負債のその他に含めて計上しております。
- リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	11	7	5	2

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	42,282	86,360	152,760	214,101
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	9,501	11,696	22,313	21,436
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	5,999	7,324	13,538	19,884
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	49.20	60.06	111.01	163.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	49.20	10.86	50.95	52.02

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,860	26,715
営業未収入金	1,092	1,971
繰延税金資産	2	4
その他	1,351	15,263
流動資産合計	29,306	32,955
固定資産		
有形固定資産		
建物	331	350
工具、器具及び備品	42	29
土地	79	-
有形固定資産合計	454	380
無形固定資産		
その他	1	2
無形固定資産合計	1	2
投資その他の資産		
投資有価証券	1,137	711
関係会社株式	79,674	78,302
関係会社長期貸付金	10,342	6,857
繰延税金資産	2,519	6,145
差入保証金	1,645	1,803
その他	114	111
貸倒引当金	5,342	4,857
投資その他の資産合計	89,991	88,974
固定資産合計	90,446	89,357
資産合計	119,753	122,312

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 95	1 227
未払法人税等	-	1,675
賞与引当金	13	14
その他	1 1,058	1 649
流動負債合計	1,167	2,568
固定負債		
長期預り金	1 1,535	1 1,693
退職給付引当金	124	126
役員退職慰労引当金	88	88
資産除去債務	47	107
固定負債合計	1,795	2,016
負債合計	2,963	4,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,680	23,753
資本剰余金		
資本準備金	52,915	52,988
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	52,920	52,993
利益剰余金		
利益準備金	885	885
その他利益剰余金		
別途積立金	29,522	9,522
繰越利益剰余金	9,714	30,750
利益剰余金合計	40,121	41,157
自己株式	876	888
株主資本合計	115,846	117,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	616	337
評価・換算差額等合計	616	337
新株予約権	327	374
純資産合計	116,790	117,728
負債純資産合計	119,753	122,312

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	1,225	1,204
営業費用	1,213	1,453
営業利益	926	591
営業外収益		
受取利息	114	188
受取配当金	9	9
為替差益	114	-
受取賃貸料	116	116
雑収入	23	33
営業外収益合計	457	299
営業外費用		
支払手数料	74	14
為替差損	-	103
雑損失	0	1
営業外費用合計	75	119
経常利益	1,308	770
特別利益		
固定資産売却益	-	9
投資有価証券売却益	82	0
新株予約権戻入益	44	19
特別利益合計	126	29
特別損失		
固定資産売却損	543	-
関係会社株式評価損	923	1,702
その他	36	-
特別損失合計	1,504	1,702
税引前当期純損失()	69	902
法人税、住民税及び事業税	51	2,114
法人税等調整額	258	3,481
法人税等合計	207	5,596
当期純利益又は当期純損失()	276	4,693

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,368	44,602	4	44,607	885	29,522	13,453	43,861	870	102,967
会計方針の変更による累積的影響額							4	4		4
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,368	44,602	4	44,607	885	29,522	13,449	43,856	870	102,962
当期変動額										
新株の発行	8,312	8,312		8,312						16,625
別途積立金の取崩										
剰余金の配当							3,458	3,458		3,458
当期純利益							276	276		276
自己株式の取得									6	6
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	8,312	8,312	0	8,312	-	-	3,734	3,734	6	12,884
当期末残高	23,680	52,915	4	52,920	885	29,522	9,714	40,121	876	115,846

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	252	252	348	103,568
会計方針の変更による累積的影響額				4
会計方針の変更を反映した当期首残高	252	252	348	103,563
当期変動額				
新株の発行				16,625
別途積立金の取崩				
剰余金の配当				3,458
当期純利益				276
自己株式の取得				6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	363	363	21	342
当期変動額合計	363	363	21	13,226
当期末残高	616	616	327	116,790

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,680	52,915	4	52,920	885	29,522	9,714	40,121	876	115,846
会計方針の変更による累積的影響額										
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,680	52,915	4	52,920	885	29,522	9,714	40,121	876	115,846
当期変動額										
新株の発行	72	72		72						145
別途積立金の取崩						20,000	20,000	-		-
剰余金の配当							3,658	3,658		3,658
当期純利益							4,693	4,693		4,693
自己株式の取得									11	11
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	72	72	0	72	-	20,000	21,035	1,035	11	1,169
当期末残高	23,753	52,988	4	52,993	885	9,522	30,750	41,157	888	117,015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	616	616	327	116,790
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	616	616	327	116,790
当期変動額				
新株の発行				145
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				3,658
当期純利益				4,693
自己株式の取得				11
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	279	279	47	231
当期変動額合計	279	279	47	937
当期末残高	337	337	374	117,728

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	16～23年
建物附属設備	8～18年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア	5年
--------	----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	1,196百万円	6,020百万円
長期金銭債権	13	10
短期金銭債務	17	71
長期金銭債務	1,535	1,693

2 債務保証

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成27年3月末現在発生している債務は6百万円(0百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入につき、40百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成27年3月末現在発生している債務は7,122百万円(40百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD.他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成27年3月末現在発生している債務は458百万円(3百万ユーロ)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LLCのDEEP SILVER, INC.に対する金銭債務につき、20百万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成27年3月末現在発生している債務は669百万円(5百万米ドル)であります。</p> <p>当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成27年3月末現在発生している債務は、2,220百万円であります。</p>	<p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は10百万円(0百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入につき、60百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は9,722百万円(60百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD.他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は137百万円(1百万ユーロ)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LLCのDEEP SILVER, INC.に対する金銭債務につき、20百万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は291百万円(2百万米ドル)であります。</p> <p>当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は、2,415百万円であります。</p>	

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
営業取引による取引高				
営業収益		2,255百万円		2,044百万円
営業費用		29		22
営業取引以外の取引による取引高		300		262

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
役員報酬		200百万円		305百万円
給料及び手当		278		264
賞与引当金繰入額		20		40
退職給付費用		2		9
株式報酬費用		35		90
租税公課		121		15
賃借料		137		144
支払手数料		363		387
減価償却費		76		55

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 79,674百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 78,302百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
流動資産		
賞与引当金否認	4百万円	4百万円
その他	0	4
繰延税金負債(流動)との相殺	2	5
計	2	4
固定資産		
退職給付引当金超過額否認	40	38
役員退職慰労引当金否認	33	31
株式報酬費用	101	111
繰越欠損金	-	512
資産除去債務	15	32
減損損失	85	-
投資有価証券評価損否認	8,076	5,395
貸倒引当金繰入超過	1,725	1,642
新設分割による資産承継	2,630	2,493
評価性引当金	9,968	4,023
繰延税金負債(固定)との相殺	220	89
計	2,519	6,145
繰延税金資産合計	2,522	6,149
繰延税金負債		
流動負債		
未収事業税	2百万円	5百万円
繰延税金資産(流動)との相殺	2	5
計	-	-
固定負債		
固定資産	8	23
その他有価証券評価差額金	212	66
繰延税金資産(固定)との相殺	220	89
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	2,522	6,149

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	- %	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.17
税制適格ストックオプション	-	0.29
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.07
外国子会社からの受取配当等の益金不算入額	-	0.24
評価性引当金	-	599.30
住民税均等割	-	0.13
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	22.36
外国子会社からの配当等の源泉税等	-	0.08
法人税、住民税、事業税の欠損金等による差異	-	13.91
その他	-	3.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	620.24

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は217百万円減少し、法人税等調整額が221百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

（企業結合等関係）

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

平成28年6月24日開催の取締役会に基づく新株予約権の発行

平成28年6月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストックオプションとしての新株予約権を当社の従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対する報酬等の一部として付与することを決議しました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	331	59	-	41	350	161
	工具、器具及び備品	42	-	-	13	29	78
	土地	79	-	79	-	-	-
	計	454	59	79	54	380	240
無形固定資産	その他	1	2	-	0	2	0
	計	1	2	-	0	2	0

(注) 土地の当期減少額は、徳島の土地売却によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,342	-	484	4,857
賞与引当金	13	14	13	14
役員退職慰労引当金	88	-	-	88

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.pronexus.co.jp/koukoku/9684/9684.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第35期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月25日関東財務局長に提出。
- 2 内部統制報告書
事業年度（第35期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月25日関東財務局長に提出。
- 3 四半期報告書及び確認書
第36期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出。
第36期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出。
第36期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出。
- 4 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年4月12日関東財務局長に提出。
- 5 訂正発行登録書
平成27年6月25日関東財務局長に提出。
平成27年6月26日関東財務局長に提出。
平成27年8月11日関東財務局長に提出。
平成27年11月13日関東財務局長に提出。
平成28年2月10日関東財務局長に提出。
- 6 有価証券届出書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）及びその添付書類
平成28年6月24日関東財務局長に提出。
- 7 訂正有価証券届出書
平成27年6月25日関東財務局長に提出。
平成27年6月26日関東財務局長に提出。
平成27年7月16日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月27日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金 野 広 義

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月27日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	坂	隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴	田	憲一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	野	広義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。